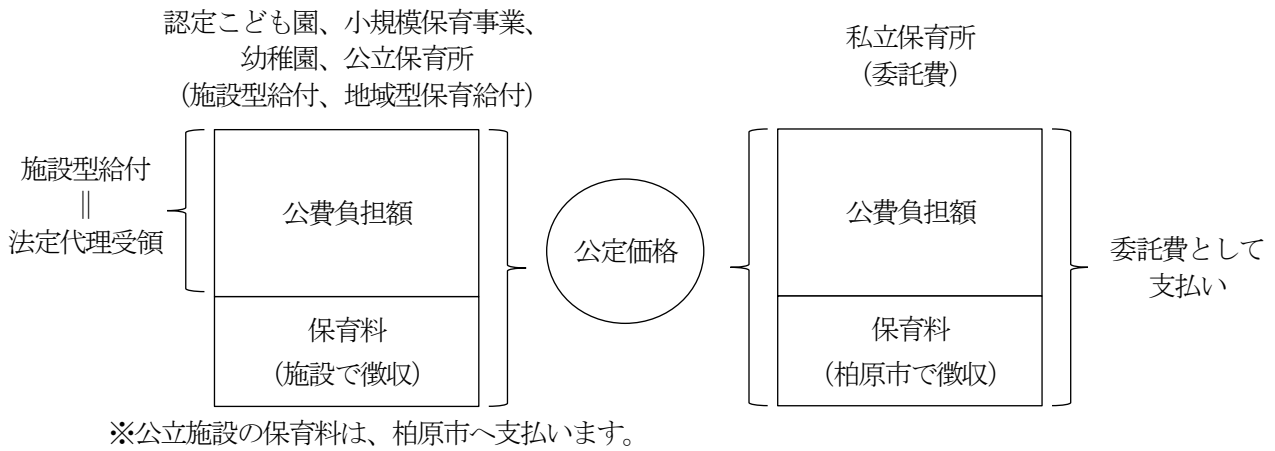


平成27年4月1日に施行された、子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から保育料を控除した額となります。

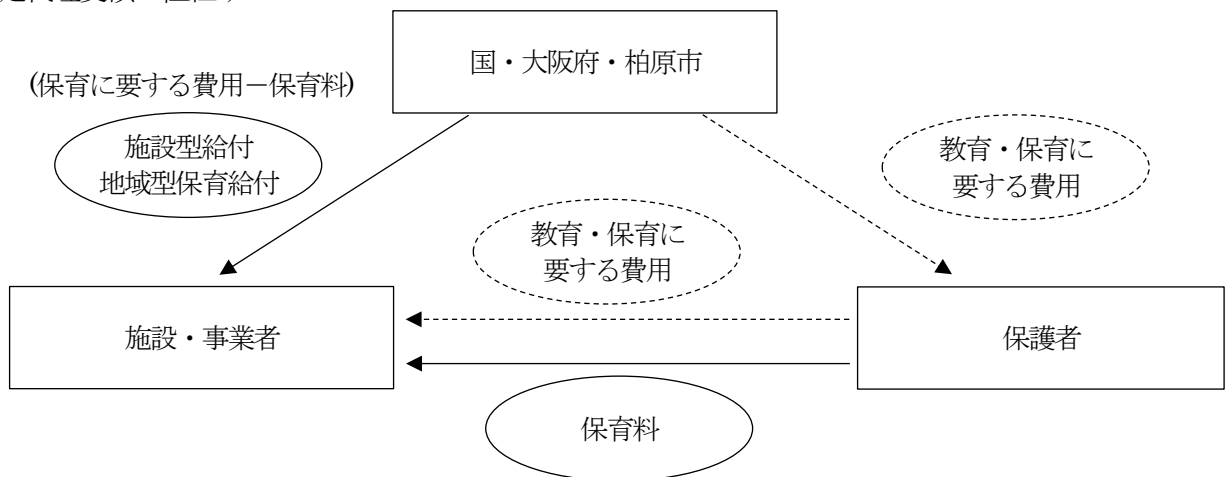
<公定価格の仕組み（イメージ図）>



- ※「施設型給付」は認定こども園、幼稚園、保育所を、「地域型保育給付」は小規模保育、家庭的保育を対象とした財政支援です。
- ※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の定員」などを勘案して算定されています。

給付については、保護者の皆様への個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者の皆様に直接給付せずに市から利用施設などへ直接支払う仕組み（法定代理受領）となっています。

<法定代理受領の仕組み>



※本来は、保護者の皆様へ施設型給付費、地域型保育給付費（教育・保育に要する費用）が支払われ、施設・事業所へ支払う仕組み（上図の点線部分）ですが、実際は保護者の皆様が保育料を施設に支払い、残りを国・府・市が施設に支払う「法定代理受領」（上図の実線部分）で運営されています。

国で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第14条に基づき、法定代理受領した施設型給付費及び地域型保育給付費の額を保護者の皆様に通知することが定められておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

このお知らせは前年度における実績報告のため、この通知に基づいた保護者の皆様への給付や追加徴収などはありません。

なお、私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから（児童福祉法第24条）、法定代理受領ではなく、利用者負担（保育料）を市で徴収し、施設型給付費と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われるため、通知の対象外となります。